

土木工事共通仕様書

**平成28年8月
和歌山県**

第2編 材 料 編

第1章 一般事項

第1節 適 用

1.一般事項

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

なお、上記の条件を満たすものが和歌山県産品で確保できる場合において、それを優先使用に努めるものとする。

本工事に用いる資材について、仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等（以「単価表等」）に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品』』と記載のあるものについては、同製品の中から選定し使用するものとする。ただし、該当する認定製品が1社のみとなる場合及び入手困難等、受注者の責によらない真にやむを得ない場合は監督員と協議の上、他の同等の製品に設計変更する事が出来る。

また、「単価表等」に記載のない資材についても、「県産品建設資材」及び県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」の使用に努めること（なお、この場合は工事成績評定の際に加点評価されます）。

2.資材調達

受注者は、工事資材調達に際し、県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努めなければならない。

3.県産品資材

県産品建設資材とは以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- (2) 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
- (3) 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
- (4) 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

4.県内調達資材

県内調達資材とは以下に該当するものをいう。

県産品建設資材で調達できない、もしくは仕様書中の「単価表」「使用資材一覧」等（以下「単価表等」）に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品』』と記載の無いものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したもの。

5.調達調書

受注者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書（様式4-1）を提出しなければならない。